

## 路上喫煙等禁止地区の新規指定に関して（案）の基本的な考え方に関する意見募集の結果

1. 案件名	路上喫煙等禁止地区の新規指定に関して（案）の基本的な考え方	
2. 担当所管	東村山市環境安全部環境・住宅課環境対策係	
3. 概要	(1) 意見募集期間	令和2年10月23日（金曜）から令和2年11月12日（金曜）まで
	(2) 周知方法	東村山市ホームページ、市報ひがしむらやま令和2年10月15日号、意見回収箱の設置場所へのポスター掲示
	(3) 回収箱の設置場所	市情報コーナー、いきいきプラザ総合窓口、ワンズタワー内地域サービス窓口、中央公民館、萩山公民館、秋津公民館、富士見公民館、廻田公民館、中央図書館、富士見図書館、ふるさと歴史館、市民スポーツセンター、多摩湖ふれあいセンター、恩多ふれあいセンター、栄町ふれあいセンター、久米川ふれあいセンター、青葉地域センター、秋水園ふれあいセンター、美住リサイクルショップ、社会福祉センター、子育て総合支援センター（ころころの森）
4. ご意見をお寄せいただいた人数	計26名（内訳：各施設での提出2名、直接持ち込みによる提出0名、郵送による提出2名、ファックスによる提出1名、電子メールによる提出1名、市ホームページからの提出20名）	
5. お寄せいただいた意見の数	28件	
6. お寄せいただいた意見の内容と市の考え方	別紙のとおり	

お寄せいただいたご意見の中に複数にわたる内容が記載されている場合は、項目ごとに分割するなど、整理して記載しています。

また、明らかな誤字・脱字等の修正を除き、可能な限り原文のまま掲載しています。

路上喫煙等禁止地区の新規指定に関して(案)の基本的な考え方

(別紙)

意見番号	頁	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
1			<p>「路上喫煙等禁止地区の新規指定に関して(案)」の基本的な考え方について私の意見を以下の様に述べさせていただきます。私は市外在住ですが、市内の勤め先に行く時、東村山駅の東口を利用します。私自身はたばこを吸いません。しかし、お吸いになる方は、決められた場所で、行儀よく吸われています。そんな光景を見るにたび、皆さん、大変マナーを守って居られて素晴らしいと思います。たばこに関しては、色々のご意見があるとは思いますが、吸う人に厳しくするばかりでは、何も解決しないのではないのでしょうか。基本的な考え方で示されているように、厳しくするのであれば、ルールを守るように、喫煙所を市がきちんと準備してあげるべきだと考えます。喫煙所がなければ、間違いなく吸いながら増えてしまいます。それは、それで大きな問題です。ルールを厳しくするだけでなく、守られる様に、吸える場所を用意してあげなくては、今行儀よく吸われている方々は不憫だと思います。意見募集に際して一言意見申し上げました。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定(ルール)を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>喫煙マナーの向上につきましては、市民の方及び当市を利用される方のご理解、ご協力により、高い水準で図られているものと認識しており、引き続き、皆さまのご理解、ご協力をいただけますよう、取り組みを進めてまいります。</p>
2			<p>路上喫煙の防止は、単に取り締まりを強化するだけでは、喫煙場所を失った喫煙者による路上喫煙やポイ捨てなどが増加することも考えられることから、最低限の喫煙場所の確保、提供も併せて行う必要があります。特に久米川駅北口は西武新宿方面の乗客が多く、出勤前に歩きたばこをされている方も見受けられます。現在の推進地区から、規定がより厳しい禁止地区に指定するのであれば、久米川駅北口にもパーテーション喫煙所を開設することを要望致します。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定(ルール)を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>久米川駅北口の喫煙所につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
3			<p>東村山在勤の会社員です。喫煙者です。私は遠方から通勤しているので、毎朝電車を降りた後に東村山駅前東口の喫煙所で一服する事を楽しみにしています。同様のサラリーマンも多く見受けられ、出勤前・退勤後に駅前で一服する事を楽しみにしているのではないのでしょうか?今回の市からの発信を拝見し、基本的には賛成です。喫煙者は非喫煙者に配慮するべきだと思っております。しかし過料が伴う地域を設定し、もし東口の喫煙所が見直しで撤去となってしまったらあまりに厳しいのではないかと思います。意見を述べさせて頂いた次第です。たばこを嫌がる人がいる事は重々承知しております。だからこそルールを守って喫煙を楽しむ為に、喫煙所は各自自治体に一定数設置するべきなのではと思っております。一在勤者の意見ですが、何卒寛大なご検討をお願いできればと思います。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定(ルール)を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>東村山駅前東口の喫煙所につきましては、新たな場所への設置も含めた検討を進めてまいります。</p>
4			<p>東村山市内に勤めてる者です。私は喫煙者ですが、規制の強化に反対する者ではありません。吸殻のポイ捨てなど見ると腹立たしいです。でも、一方で規制強化だけで更なる防止とはならないと思います。禁止だけだと、隠れて吸う人が増えるだけではないのでしょうか。吸える場所をきちんと作る事も一緒に進めないと効果はないと考えます。吸う人は吸わない人を吸わない人は吸う人をお互いに尊重しあえるルールであるべきだと考えます。規制の強化と吸える場所確保は並行して進めるべきと考えます。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定(ルール)を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p>
5			<p>秋津駅前たばこの販売をしている者です。『今後、東村山駅東口をはじめとして、市内の公衆喫煙所の在り方についても検討を継続する必要があると考えています。』という文章に対して、少なからず違和感を覚えます。現在、秋津駅・新秋津駅周辺は、他の久米川・東村山駅よりも規定がより厳しい禁止地区に指定されています。しかしながら、秋津駅・新秋津駅周辺には他の2つの推進地区にある喫煙場所がありません。自分は、たばこを販売しながら「この近くに喫煙できる場所はありますか?」という質問をお客様からよく尋ねられます。このような質問は、喫煙者がたばこを吸わない人に対して、「マナーを守りたい」表れだと思えます。市は、第9条にある様に、喫煙推進地区及び喫煙禁止地区にできるだけスピード感をもって、喫煙場所の設置に取り組んでもらいたいと思います。そして、そうした事がより多くの自治体でなされれば、日本も公衆トイレと同じような意識で、公衆の喫煙場所が設置され、たばこを吸う人も、吸わない人にも”より良い社会環境”になると思います。P S : 東村山駅東口の公衆喫煙所は、歩道や点字ブロック等がグーグルで見られる様に、この公衆喫煙所で『是非』を問うのは、ミスリードになるかもしれません。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定(ルール)を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>秋津駅・新秋津駅周辺地域につきましては、新たな喫煙所の設置も含めた検討を進めてまいります。</p>

意見 番号	頁	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
6		<p>※貴市には、知人・友人もおおり、観光・旅行や会議などに伺う機会もあり、かつ受動喫煙防止に関わる利害関係を有する者の立場からお送りします。1.「公衆喫煙所」と表記されていますが、「公衆喫煙所」は健康増進法の規定では屋内施設なので、正しくは「指定喫煙所」と表記すべきかと思えます。東京都もそのように説明しています。  <a href="https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/leaflet/shisetsukanrihandbook.files/shisetsukanrisyahandbook.pdf">https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/leaflet/shisetsukanrihandbook.files/shisetsukanrisyahandbook.pdf</a>の7ページ目2.「指定喫煙所」はパーテーションがあるものの、煙はじゃじゃ漏れです。受動喫煙の危害は防ぎようがありません。段階的に廃止していくべきものです。3.自治体がこのような受動喫煙を及ぼすことが必至な施設を公費（あるいはタバコ会社の寄附でも）作るべきではありません。喫煙所があるから喫煙者は吸う訳で、有料の喫煙所で吸う方向が必要です。・行政は、公費やタバコ会社の寄附で、公共の場に指定喫煙所や公衆喫煙所を作る手からは全面的に手を引いて、有料・無料の喫煙所設置は民間に任せて、行政は条例や健康増進法の趣旨に沿う全面禁煙化をひたすら進めれば良いのではないのでしょうか。（有料の喫煙所はそれなりに増えてきているようです）・なお、タバコ会社の寄附による喫煙所設置は、「たばこ規制枠組条約」（FCTC）5条3項および13条（行政機関はタバコ産業からの金銭・寄付・サービスなどを受け取るべきではない）に違反しています。4.東京都受動喫煙防止条例、および健康増進法が施行され、たとえ屋外であっても公共の場に受動喫煙の危害を振りまくのが必至の喫煙所は初めから作るべきではありません。受動喫煙の害を及ぼしてはならない配慮義務を定めた健康増進法第二十七条に抵触するものです。5.喫煙所は狭い場所に人が密集する三密で、しかも喫煙のためにマスクを外すことから新型コロナウイルスの感染拡大のリスクがあり（その事例も報道されています）、その広がり防止上から初めから設けるべきではなく、コロナ禍の現在、全国の多くの喫煙所が既に閉鎖されているところで。  <a href="https://notobacco.jp/pslaw/nhk201018.html">https://notobacco.jp/pslaw/nhk201018.html</a>6.東京都稲城市では「市では、受動喫煙防止等の観点から、路上等に喫煙所は設置しません。」としています。同様の自治体も数多くあるようです。（立川市、調布市など）  <a href="http://www.city.inagi.tokyo.jp/kankyo/kankyou/rojoukituennjourei.html">http://www.city.inagi.tokyo.jp/kankyo/kankyou/rojoukituennjourei.html</a> 貴市にも見習っていただきたいです。7.行政が喫煙所を一度設置すれば、市税による財産管理規定や、タバコ会社が負担する場合にはその契約年限の関係等で、閉鎖・撤去が長年にわたり困難になることでしょう。（市民の15%前後に過ぎない）喫煙者は減少し続け、また法的に屋外の喫煙規制も強まっていくであろうことから、歩道・路上や近くに喫煙所を設ける施策は断念すべきです。8.この路上喫煙の禁止施策は、健康部局との調整・連携はされているのでしょうか？ 対象が屋外ではあっても、受動喫煙防止及び健康増進法を所管している健康部局との調整なり連携は不可欠のはずで、受動喫煙の危害防止も主目的に盛り込んだ共同提案・施策であるべきですので、よろしくお願いたします。</p>	<p>市といたしましては、喫煙に関する規定（ルール）を厳しくするだけでは路上喫煙及びたばこのポイ捨てを防止することは困難であると考えおり、喫煙所の設置など環境の整備も含めた総合的な取り組みが必要であると認識しております。  引き続き、皆さまのご理解、ご協力をいただき、喫煙マナーの向上の取り組みを進めてまいります。</p>	
7		<p>先ほど意見をお送りしましたが、以下続きです。【ポイント：「喫煙所」を作るべきでない、喫煙者は公共の場で喫煙すべきでない】（1）行政は、公共の場に、喫煙者のための「喫煙所」を作るべきでない ・喫煙所があるから喫煙者はタバコを吸う、無ければ吸いには行かない ・受動喫煙の危害は防ぎ得ない ・受動喫煙の危害防止の配慮義務を定めた健康増進法第27条に抵触する ・喫煙所は三密となり、かつマスクを外すのでクラスター発生源のリスク大 ・なので公費を使うべきでない ・JT等の寄附はタバコ規制条約に抵触する ・一度設置すれば、閉鎖・撤去が長年にわたり困難になる ・受動喫煙防止等の観点から、路上等に喫煙所を設けない市が増えている ・有料・無料の喫煙所設置は民間に任せればよい ・行政は条例や健康増進法の趣旨に沿う全面禁煙化をひたすら進めればよい ・禁煙治療の保険適用の受診料を助成する制度を設ける（2）喫煙者は、公共の場で喫煙すべきでない ・受動喫煙の危害を周りに及ぼすのは避けられない ・「吸ってはいけない」場所のルールは守っているはず ・喫煙場所が狭まって、多くの人が禁煙に踏み切っている ・禁煙に踏み切るきっかけにすれば良い、自分も皆もハッピーになる ・禁煙治療の保険適用の医療施設は多くあるので、受診してみる ・「どうしても吸わざるをえない」場合には、（民間の）有料・無料の喫煙所を検索する</p>	<p>No.6と同様です。</p>	

意見 番号	頁	項目	ご意見に対する考え方
8 (1)		<p>先般意見をお送りしましたが、以下追加意見(2)をお送りします。(貴市には、知人・友人もおり、観光・旅行や会議などに伺う機会もあり、かつ受動喫煙防止に関わる利害関係を有する者の立場からお送りします。)【行政は、公共の場に、喫煙者のための「喫煙所」を作るべきでない】(1) 歩きタバコやポイ捨て防止対策として、行政は長年「指定喫煙所」を歩道や路上等に設置してきたが、そもそも今やこれは誤りであったと思われる。なぜ喫煙者のための喫煙所を行政が用意する必要があったのか？(タバコ会社が建設費を寄附することで、行政が公有地を提供し、維持管理は行政が負担する契約となったのだから…) (2) コロナ禍でこれらの喫煙所が閉鎖・廃止されることにより、歩道や路上で喫煙する姿が散見されるとの報告があるが、これは「指定喫煙所」の誤りを露わにした、(このような公共の場で喫煙しても構わないとの習性から抜け出れない、) (3) 喫煙者は、喫煙所がそこにあるからタバコを吸いに行く。無ければ吸いには行かない。(例えば電車内や、駅構内、航空機内、映画館や劇場、事務所内など、禁煙となつてからは守られている、) (4) 歩道や路上で喫煙が禁じられておれば、また公共の場での喫煙禁止のルールが周知徹底されておれば、喫煙者の大多数は遵守する。(5) 行政は、今や公共の場に「指定喫煙所」を作るべきでない。既設の喫煙所は順次撤去していくべき。「公共の場は禁煙」をこそ周知徹底すべき。(6) このような喫煙所は、パーテーションで囲われただけの半オープン型であるので、煙は周りへ漏れ出ざるをえず、受動喫煙の危害は防ぎえない。受動喫煙の危害には安全な閾値・レベルはなく、子ども・未成年者・妊婦などを含む多くの通行人や、周りの家・店・施設・商店街などの人たちの健康が脅かされる。(7) かつては電車内に喫煙・禁煙車両、駅に喫煙所、航空機後部に喫煙席、事務所に喫煙・禁煙エリアが設けられていた時代があった。しかしそれらは過渡的、経過措置であり、受動喫煙対策には到底なりえないとして、やがて全面禁煙化が進むことになった。飲食店も小規模店以外は原則「屋内禁煙」が義務づけられた。しかし歩きタバコや路上喫煙禁止で代替的に「指定喫煙所」が設けられた施策については、過渡的・経過措置であったはずなのに、行政がいまだに存続させ、新設を進ようとしているのは、今や時代錯誤と言わざるをえない。喫煙者は減少の一途にあり(成人男女の17%弱)、受動喫煙の害を及ぼしてはならない配慮義務を定めた健康増進法の施行を機に(9項を参照)、歩道や路上も「公共の場」として(喫煙所は設けずに)禁煙を周知徹底すべきではないか。(8) 国立がん研究センターの控えめな推定でも「日本では、受動喫煙によって、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群で死亡する人は、年間 15、000 人と推計された」と発表されている(2016年)。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000130674.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000130674.pdf</a> 上記のような喫煙所(新設、既設を問わず)では、漏れ出た煙により周りの家・店・施設や不特定多数の通行人の方々が望まない受動喫煙の危害にさらされ、急性的にも長年にもわたり健康を害されるリスクが避けられない。これは理不尽の上もないことで、健康推進施策からも許されることではない。(9) 屋外であっても、受動喫煙の害を及ぼしてはならない配慮義務を定めた健康増進法第27条に抵触する。健康増進法第二十七条(喫煙をする際の配慮義務等)第二十七条 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等(以下この章において「特定施設等」という。)の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。(10) 喫煙所は三密となり、かつマスクを外すのでクラスター発生源のリスク大となる。このため閉鎖や撤去が広がっているし、今後もその方向が必須・不可避だろう。</p>	No.6と同様です。



意見 番号	頁	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
8 (2)			<p><a href="https://notobacco.jp/pslaw/nhk201018.html">https://notobacco.jp/pslaw/nhk201018.html</a> (11) 以上の理由等により、行政は公費で喫煙所を作るべきではなく、歩道・路上や公共の場に喫煙所を作る施策を断念し、手を引くべき。</p> <p>(12) またこれら喫煙所をタバコ会社の寄附で作ることは、タバコ規制条約に抵触している（行政はタバコ産業からの金銭・寄付・サービスなどを受け取るべきではない）ので止めるべき。「たばこ規制枠組条約」（FCTC）5条3項および13条(a)「たばこ規制枠組条約」（FCTC）5条3項「4.10 締約国は、政府又は準政府機関の関係者又は職員がたばこ産業から金銭又は現物による報酬、贈与又はサービスを受け取することを許してはならない。」（4ページ目左下）(b)「たばこ規制枠組条約」（FCTC）13条「26. このような寄付行為は、タバコ製品とタバコ使用を直接的あるいは間接的に促進奨励するという目的、効果あるいはそれらをもたらすおそれがあるがゆえに、包括的禁止措置の一環として禁止されるべきである。」（7ページ目）(13) 行政が、このような喫煙所を一度設置すれば、行政の財産管理規定や、タバコ会社が設置を負担する場合にはその契約年限の関係等で、閉鎖・撤去が長年にわたり困難になる。(14) 受動喫煙防止等の観点から、路上等に喫煙所を設けない市が増えている。例えば、東京都稲城市：「市では、受動喫煙防止等の観点から、路上等に喫煙所は設置しません。」(15) 有料・無料の（閉鎖型で煙が漏れ出ない）喫煙所設置は民間に任せればよい。(16) 行政は条例や健康増進法の趣旨に沿う全面禁煙化をひたすら進めればよい。(17) 禁煙治療の保険適用の受診料を助成する制度を設け、活用を奨励すればよい。【喫煙者は、歩道・路上等の公共の場で喫煙すべきでない】</p> <p>(1) 受動喫煙の危害を周りに及ぼすのは避けられないので、喫煙者は歩道・路上等の公共の場で吸うべきでなく、「禁煙」を遵守すべき。皆の空気をタバコの煙で汚さないでいただきたい。</p> <p>(2) 歩道や路上周辺の「指定喫煙所」は、過渡的・経過措置として設置されてきたのであろうが、周りに受動喫煙の危害が防止できないことから、閉鎖・撤去し、歩道や路上も公共の場として全面禁煙を遵守することが求められる世になってきている。(3) 「吸ってはいけない」場所のルールを喫煙者はみな守っているはずでは。(例えば電車内や、駅構内、航空機内、映画館や劇場、事務所内など、禁煙となつてからは守られている、) (4) 喫煙場所が狭まって、多くの人が禁煙に踏み切っている。吸わなくてもどうってことはない。タバコをめぐる社会環境は、受動喫煙の害を及ぼしてはならない配慮義務を定めた健康増進法を機に、潮目は激変している。もはや周りに危害を及ぼす歩道・路上等の公共の場でタバコ（新型タバコを含め）を吸うことは許されなくなっていることに早く気づき、その現実に向き合うべきなのでは、(5) そして禁煙に踏み切るきっかけにすれば良い、自分も皆もハッピーになる。(6) 禁煙治療の保険適用の医療施設は多くあるので、受診してみる。(7) 「どうしても吸わざるをえない」場合には、（民間の）有料・無料の喫煙所を検索しては。(8) あるいは次善の方法としてニコチンガムやパッチを処方してもらっては（薬局でも可）。※JTは「たばこを吸う人と吸わない人の共存社会の実現に向けて」とかで、例えば、歩きタバコ対策として「喫煙所をつくる」動画広告キャンペーンをやっていますが、行政も皆も、このような手前勝手な言い分に乗せられないことです。受動喫煙は、非喫煙者への一方的な加害的行為なので共存はありえないし、「喫煙」は人のいる場所や公共の場（受動喫煙を防ぎえない喫煙所を含め）でなければ良いだけです。それが出来ないのであればタバコを止めれば良いのです。2020年の今、もう日本はそんな社会に様変わりしてきているのです。</p>	

意見番号	頁	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
9			<p>東村山駅と久米川駅の喫煙所について市民アンケートがありました。私の考えを伝えたくてメールしました。こんな意見もあるよって事で市民の考えのひとつとして聞いてほしいです。ちなみに私はタバコは吸っていません。禁煙して20年が経ちます。だから喫煙者の気持ちも禁煙者(?)の気持ちもわかるのです。飲食店やいろいろな施設で禁煙になっている今、喫煙者にはツライ世の中になり受動喫煙を嫌がる禁煙者には良い世の中になりましたが、喫煙は違法ではないタバコのポイ捨ての予防と喫煙者のストレス軽減の為に喫煙所の廃止はしないでほしいです。喫煙者のタバコが吸えないストレスから治安が悪くなる事だけは避けたいです。だからって、喫煙は違法ではない。お互いが理解してルールを守れる東村山市になる事を望みます。なので喫煙所の廃止はしないで下さい。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定(ルール)を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>喫煙マナーの向上につきましては、市民の方及び当市を利用される方のご理解、ご協力により高い水準で図られているものと認識しており、引き続き、皆さまのご理解、ご協力をいただけますよう、取り組みを進めてまいります。</p>
10	3		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東村山駅西口の喫煙所にパーテーションありがとうございました。フェンスが地面から2m70cmあるので、煙がもれなくてよいです。</li> <li>2. 東村山駅東口の喫煙所は現在の場所から、野沢不動産の所に移転して上記と同じパーテーションを作れば良いと思います。現在の場所には、パーテーションを設置するスペースがないので。ただし、野沢不動産の意見を聞く必要があります。あと高架化に関わることで、西武鉄道さんとの協議も必要かもしれません。</li> <li>3. 東村山駅東口の禁止区域に関してですが、府中街道の公民館から東村山郵便局前の信号までの両側の歩道を含め、禁止区域にした方が良いでしょう。ここは人の通行が多いです。(夜は多くないですが、夕方までは多いです)</li> <li>4. 最大の問題は、久米川駅の南口の喫煙場所ですね。パーテーションが低くて、さらに下にもすき間があります。東村山駅西口と同じパーテーション設置すれば良いですが、スペースの問題や費用の問題がでてきますね。</li> <li>5. とりあえず、今回の案には大賛成です。</li> </ol>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定(ルール)を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>東村山駅東口につきましては、喫煙所の新たな場所への設置も含めた検討を進めてまいります。</p> <p>久米川駅南口喫煙所につきましては、近隣の方との調整や地下のライフラインの状況を勘案した結果、現在の場所・形状にて設置しておりますので、ご理解いただけますよう、お願いいたします。</p>
11			<p>この計画には反対です。東村山駅は、特に利用者も多く、東口を検討するとのことですので、是非しっかりと大きな喫煙所を作っていただきたいと思います。健康増進法で屋内が禁煙となったことから、飲食店や事業所から喫煙者が流出しており、全国的にも喫煙難民がやむなく路上や隠れて喫煙するという事象が起きているとの報道もございました。東京都ではより厳しい東京都受動喫煙防止条例があり、東村山市でも全国と同様もしくはそれ以上のことが起きているのではと考えております。路上の取り締まりを強化するよりはしっかりと作ることで、自ずと路上喫煙は減ると思っていますので、まずはしっかりと喫煙所をたくさん作っていただきたいと存じます。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定(ルール)を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>東村山駅東口につきましては、喫煙所の新たな場所への設置も含めた検討を進めてまいります。</p>
12	2		<p>東京都渋谷区を参考に路上にマーキング2,000円のシールを添付すること。及び消防法における条例を利用して、厳しく取り締まり、注意喚起すること。子供たちはよく見えています。特に、「さくら通り」に於ける歩きタバコ、ポイ捨ては危険です。</p>	<p>喫煙マナーの向上につきましては、引き続き、皆さまのご理解、ご協力をいただけますよう、取り組みを進めてまいります。</p>
13			<p>こんにちは 私は仕事で東村山駅を使うことがあります。東村山駅周辺でたばこ禁止エリアが設けられることについて、ここで意見を伝えることができるかと聞いたので、私の意見を記載させていただきます。たばこ禁止のエリアを作るのであれば、吸えるところを十分に作っていただきたいです。私は、たばこを吸いますが、吸わない人が嫌な気持ちにならないように吸っているつもりです。「路上喫煙等禁止地区の新規指定に関して(案)の基本的な考え方」に記載されているとおり、たばこを吸う権利はあると思っています。単に禁止にするだけでは、吸う権利を奪っているのではないかと思うのです。23区内では、吸ってはいけないというルールはあっても、吸えるところが十分に設けられている区もあります。とてもフェアだと思います。東村山市でもそのようにしてほしいです。また、たくさんの方が集まる喫煙所では、たばこを吸う私でも煙いなあとすることがあります。喫煙所の数が少なくなると、そこに人が集まって、余計に煙くなるし、吸わない人からすると、すごいモクモクしている。と、いい気分にはならないと思うのです。場合によっては、中に入らない/入れないで、外で吸う人もでてきてしまうと思います。そうすると逆に、よくないことを引き起こしてしまいますよね。いろいろと書かせていただきましたが、たばこ禁止のエリアを作るのであれば、吸えるところも十分に作っていただきたいです。 よろしくお願いたします</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定(ルール)を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>東村山駅東口の喫煙所につきましては、新たな場所への設置も含めた検討を進めてまいります。</p>

意見番号	頁	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
14			<p>たびたび、東村山市を訪れ東村山駅を使っています。規定がより厳しくなるようですが指定喫煙所は存続されるようで一安心しました。大半の方はマナーを守って周りに迷惑にならないように気をつけていると思いますが、残念ながら一部の人のマナー違反がなくなるのも事実だと思います。これはたばこのマナーに限らないことだと思います。ある程度の規制はやむを得ないと思いますが、喫煙所は是非とも存続していただきたい。よろしくお願いします。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定（ルール）を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>東村山駅東口の喫煙所につきましては、新たな場所への設置も含めた検討を進めてまいります。</p>
15			<p>路上喫煙禁止地区の新規指定に関して(案)の基本的な考え方に対し、意見を述べさせていただきます。私はこの計画に反対です。私は喫煙者ですが、たばこを吸わない人への配慮を常に意識して喫煙しているつもりです。法令、条例が施行されてから、屋内での吸う場所が減っていることから、外の喫煙所が非常に重要であると感じております。ですので、是非、東村山駅東口に広い喫煙所をつくっていただきたいと思っております。たばこを吸わない人の為にも、誰もが利用できる喫煙所を増やしていただき、気持ちよく駅を利用できる東村山市を考えていただきたいと願っております。宜しくお願い致します。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定（ルール）を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置におきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>東村山駅東口の喫煙所につきましては、新たな場所への設置も含めた検討を進めてまいります。</p>
16			<p>私は喫煙者ですが、路上のどこでもたばこを吸おうとは思っていません。ちゃんとした喫煙所があれば、そこを利用します。殆どの喫煙者は同じ考えだと思います。まずは禁止するのではなく、駅前などで目立たない所でいいので喫煙所を作って頂き、それから禁止エリアを考えて欲しいです。公衆トイレと同様に設置してもらいたいです。臭いが嫌な人のためにも喫煙所を分かりやすく案内して、嫌な方は近づかないようにするのも行政の仕事かと思っております。よろしくお願いします。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定（ルール）を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置におきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>東村山駅東口の喫煙所につきましては、新たな場所への設置も含めた検討を進めてまいります。</p>
17			<p>仕事で東村山駅利用しています。東口は居酒屋もありますが、吸える場所に限られるため、仕事前後、飲み会前後に東口喫煙所お世話になっています。今後、歩行者動線が変わる想定とのことですが、歩行者動線を鑑みて、引き続き喫煙所の（多少移動？）設置について宜しくお願い致します。喫煙所がなくなってしまう、やむなく路地裏、、、といったことはしたくありません。国によってたばこが吸える場所が制限されたわけですから、しっかりと吸える場所を設けてください。税金もかなり納めておりますし。引き続き私もマナー守ってたばこを吸いますので、駅前といった利用しやすい場所に喫煙所つくってください。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定（ルール）を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>東村山駅東口の喫煙所につきましては、新たな場所への設置も含めた検討を進めてまいります。</p>
18			<p>私は喫煙者ですが、新規指定する事、基本的な考えについて賛同します。市が求めている趣旨とはずれているかも知れませんが、秋津駅・新秋津駅周辺地区に完全に分煙出来る喫煙所の設置を要望をします。秋津の禁止地区では路上喫煙はほとんどなくなりました。しかし、禁止地区に指定された時期には市の設置した喫煙所を含め個人で設置された喫煙所が5か所ありましたが、分煙が完全ではないため歩行者や近隣の住民の苦情により全て撤去されました。その為、禁止地区から外れた路地や駐車場でのポイ捨てが目立ち、家の窓から煙が入るとの苦情も耳にする現状です。説明文にあるように喫煙する権利もあり、空間分煙を図る為喫煙場所の確保の必要性が書かれていますが、非喫煙者、喫煙者（6.6億円のたばこ税納税者）共に快適な環境を整える為に秋津に完全分煙の喫煙所の設置をお願いします。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定（ルール）を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>秋津駅・新秋津駅周辺地域につきましては、新たな喫煙所の設置も含めた検討を進めてまいります。</p>



意見 番号	頁	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
19			<p>禁止地区の指定については賛成です。しかし、喫煙場所の確保についても同時に考えていただきたいと考えています。市の基本的な考え方として、“喫煙場所を失った喫煙者による路上喫煙やポイ捨てなどが増加することも考えられることから、最低限の喫煙場所の確保、提供も併せて行う必要があります。”とありますが最低限とする基準はなんのでしょうか？今年には特に「東京都受動喫煙防止条例」・「改正健康増進法」全面施行もあり、急進的な喫煙排除の動きが大きく喫煙場所が非常に少なくなりました。こういった状況もあり喫煙者は減少していますが、私の実感としては、喫煙場所の少なさに起因したトラブルを経験することがかえって多くなったように感じます。つまりは、施策による喫煙場所の減少が実態の喫煙者の減少に対して急であり、かえってマナーの低下を招いているのではないのでしょうか。そのため、禁止地区を設けるだけではなく市内全域で適切な喫煙場所の確保を行っていただきたいです。また、マナーの問題だけでなく受動喫煙の観点からも喫煙場所があることで、注意喚起が行いやすいのではないのでしょうか？禁止地区の指定をすすめる施策は、禁止地区以外への喫煙をめぐる問題の分散とならないよう喫煙場所について同時並行的に施策をすすめていただくことを要望します。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定（ルール）を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>市といたしましては、受動喫煙に係る国都の施策に注視し、適切かつ効果的な対応が図られるよう努めてまいります。</p>
20			<p>「路上喫煙等禁止地区の新規規定に関して（案）」についての意見です。路上喫煙の禁止地区を設定するよりも、喫煙者、非喫煙者が過ごしやすい環境の実現の為に喫煙環境の整備を行ってほしいです。具体的には喫煙所をもう少し増やしていただきたいです。喫煙所を増やすことで吸う人も、吸わない人も過ごしやすい環境の実現ができると思います。また、今後、東村山駅喫煙所に関して検討するとありますが、喫煙者、非喫煙者を考慮した受動喫煙の少ないしっかりとした喫煙所を設置いただき、マナー啓発を行なっていただくことで、結果として路上喫煙の減少につながると思いますので、ご検討を宜しくお願い致します。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定（ルール）を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>喫煙マナーの向上につきましては、市民の方及び当市を利用される方のご理解、ご協力により高い水準で図られているものと認識しており、引き続き、皆さまのご理解、ご協力をいただけますよう、取り組みを進めてまいります。</p>
21			<p>「路上喫煙等禁止地区の新規指定」（案）には反対です。私は仕事で良く東村山駅を利用しており、駅前前の灰皿で喫煙をしております。昨今、たばこが吸える場所はどんどん減ってきており、愛煙家としては喫煙場所を探すのにも苦労しております。マナーを守りたばこを吸わない方に迷惑にならないようにするのは当然ですが、そのためには禁煙地区を増やすのではなく、喫煙者とたばこを吸わない方のお互いが満足できるように、喫煙所をしっかりと整備してもらいたいと思います。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定（ルール）を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>東村山駅東口の喫煙所につきましては、新たな場所への設置も含めた検討を進めてまいります。</p>
22			<p>東村山の東口利用してるのに、わざわざ西口には行きません。苦情があるなら東口もなくすのではなく、西口みたいに壁をつけて残して下さい。最近は飲食店でも吸えないところが多いので、税金払っているのに不公平です。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定（ルール）を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>東村山駅東口の喫煙所につきましては、新たな場所への設置も含めた検討を進めてまいります。</p>
23			<p>禁止地区への変更反対致しません。ただし喫煙所をきちんと作ってください。きちんと作ることは、少なくとも線路を挟んだ両側に欲しいということです。私はよく久米川のホテルを利用しますが、どちらかというと南口のホテルを利用していました。理由は喫煙所が南口にしか無いからです。ところが最近南口のホテルが閉店してしまいました。仕方なく北口のホテルを利用していますが、ホテルが禁煙のため、喫煙するときは仕方なく南口の喫煙所まで行っています。かんべんしてください。久米川駅の反対側へ行くには、回り込んで線路を越えなければなりません。これはもう同一エリアではありません。全く別のエリアですよ。是非北口側にも喫煙所を作ってください。よろしくお願ひします。それから東村山駅の東西も同じですよ。東口ロータリーを見直すようですが、きちんと東西に喫煙所を確保しておいて下さい。間違っても駅の反対側まで回り込まなければ吸えない、なんてことが無いようよろしくお願ひします。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定（ルール）を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>久米川駅北口の喫煙所につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>



意見 番号	頁	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
24			<p>禁煙地区にするとのことですが、隠れて吸う人も多くなると思いますので、ルールを強化する前にまずは喫煙所を増やすようお願いいたします。コロナで喫煙所の中に入りたがらない方もいるので、広めの喫煙所設置をお願いします。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定（ルール）を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p>
25			<p>東村山駅を利用している者です。私はたばこは吸いません。今回の路上喫煙禁止地区の新規指定に関して に対して、意見をお伝えします。検討に際しては、自由権と公共の福祉とのバランスがどうあるべきか、を考えた上で対応すべきであると思います。昨今は嫌煙の風潮がとてもしっかりと強く、市によっては、行き過ぎた喫煙制限の条例を定めているところもありますが、そもそも自然環境である屋外での自由行動に対して、法律や条例で規制することに強い違和感を感じます。公共の福祉の考えに基づき、喫煙の自由は一定程度認められるべきものと思います。吸わない人への配慮は大前提ですが、マナーの悪い喫煙者の行動を制限することで、マナーを守っている喫煙者に不利益があるようなことはあってはならないと思います。喫煙の禁止、過料の適用は不要であると思います。それでも禁止するというのなら、貴市は、マナーを守り、周囲に迷惑をかけない喫煙者が利用出来る喫煙所の整備を進める義務、責務があると思います。社会の秩序、バランスの取れた対応を切に望みます。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定（ルール）を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙マナーにつきましては、市民の方及び当市を利用される方のご理解、ご協力により高い水準で図られているものと認識しておりますが、一方で、マナーを守っていただけない一部の方により、喫煙されない方に迷惑がかかっている現状がございますので、やはり一定のルールは必要であると考えております。</p> <p>喫煙所の設置におきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p>
26			<p>東村山市に通勤しています。ちゃんとすみ分けをすれば問題はないと思っています。規制を厳しくする、禁止区域にするということであれば、しっかりした喫煙所を設けてもらいたいですね。個々のマナーの問題ですので、規制を強化しなければ対応ができないというのは望ましい形ではないのかなと感じます。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定（ルール）を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p> <p>喫煙マナーにつきましては、市民の方及び当市を利用される方のご理解、ご協力により高い水準で図られているものと認識しておりますが、一方で、マナーを守っていただけない一部の方により、喫煙されない方に迷惑がかかっている現状がございますので、やはり一定のルールは必要であると考えております。</p>
27			<p>過料が伴うエリアを実行するならば、エリア内に喫煙所をきちんと確保すべきである。具体的には久米川駅北口辺り、東側沿い、南口栄町2丁目交差点（くわえタバコをよく見かける久米川モザーク通り入口辺り、飲み屋街で受動喫煙法により店外での喫煙が目立つ）への設置を希望。「マナーを守って」たばこを吸うために、エリア内に喫煙場所をきちんと整備して安心してたばこを楽しめるようにしてほしい。過料を伴うだけでは不十分ではないか。きちんと喫煙場所を整備した方が市としても指導がしやすいのではないか。またその方がポイ捨ても減り街がきれいになるのではないか。</p>	<p>市といたしましても、路上喫煙の防止を図るためには、規定（ルール）を厳しくするだけでなく、喫煙所の設置など環境の整備も併せて行っていくべきであると認識しております。</p> <p>喫煙所の設置につきましては、喫煙による健康被害の防止と、喫煙する権利の双方を十分勘案のうえ検討し、必要と判断される場合には、適切な場所への設置を進めてまいります。</p>

意見 番号	頁	項目	ご意見に対する考え方
28		<p>ご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路上喫煙防止の目的が、人の往来と苦情と説明があるが、街づくりの視点が記載されていない。東村山市の目指す、みどりにぎわい・・・のためには、健康東を起す受動喫煙の路上喫煙は、厳しく制限されるべきなのに、その街づくりの視点が欠けているのは、なぜですか？</li> <li>・喫煙者と相互の理解は必要である。しかし、厚労省は、”なくそう！望まない受動喫煙。マナーからルールへ”と示しているのも含めて、受動喫煙について、全市民に啓発をしっかりと、行政は行う必要がある。基本的な考え方の中に、厚労省の述べる”ルール”の考え方が、くみ取れないのは、私の読解力不足ですか？</li> <li>・西口喫煙所に、パーテーション設置をしたのは、受動喫煙防止の観点とあるが、設置効果の検証はなされているのだろうか？たしかに、煙のたなびく層の出現は減少している。このパーテーションの性能として、喫煙者が集中しているときの煙の発生状況を確認理解して、設置したのだろうか？私は、喫煙者集中時において、箱型の煙の塊が、頭の上に落ちてくるような体験をしている。予想外の煙の塊に驚くばかりであった。受動喫煙防止の観点の設置にしては、その防止基準が低すぎる。このような低い防止基準は、東村山市の目指す街づくりにはそぐわないと考える。検討継続の際には、防止基準の引き上げが必要ではないですか？</li> <li>・過料の2000円は少額すぎる。たばこ1箱5000円のワンカートン分で、5000円に。</li> <li>・第7条・・・人の往来が激しくは、削除。従来が激しきなくとも受動喫煙状態は変わらないし、街づくりの目指すところの、みどりゆたかな環境作りに、喫煙は百害あって一利なしと考える。</li> <li>・東村山市が、みどり豊かな八国山、美しい菖蒲と希少動植物保全必要な憩いの北山公園、道路建設までして観光誘致したい国宝の正福寺。このエリアは、全面喫煙禁止地区にすべきと提案する。厚労省によるマナーからルールへを実行した先進的まちづくりのエリアとなり、東村山市の目指す街づくりの先進的エリアとして、市民にも観光客にも、有益。コロナ禍で、自然を求めて散策する人々が、増えている。散策者人数計測をしたわけではないが、菖蒲祭りに集中していた傾向があったが、分散傾向にあると感じている。住民としての感覚である。他地区の公園などを含めて、街づくりの視点で、ぜひとも推進・禁止地区してを再検討が必要ではないですか？</li> <li>・前述の広範囲な禁止地区指定ができないのならば、西口駅エリアは禁止地区とし、そこから広がる広域は推進地区とし、禁止地区指定を目的としたモデル地区として、広く啓発活動を進める。例えば、厚労省けむいモン×ひがっしーの受動喫煙禁止の啓発ポスターを制作して、看板を立てる。厚労省のけむいモンクイズに、学校幼稚園保育所などで親子挑戦、自治会などの市民団体で取り組むなどのわかりやすい、啓発をしてほしい。日本が世界に先駆けて、科学的証明をした受動喫煙について、東村山市も先頭に立って、街づくりにいかしてほしい。</li> <li>・けむいモン×ひがっしーのポスターは、東京都版よりも市民には親しみやすい。喫煙所や、公共施設等で啓発に使用。掲示場所によっては、東京都版との並列を使用して、市外からの訪問者にも理解が深まると考えます。</li> </ul>	<p>ご意見に対する考え方</p> <p>市といたしましては、喫煙に関する規定（ルール）を厳しくするだけでは路上喫煙及びたばこのポイ捨てを防止することは困難であると考えており、喫煙所の設置など環境の整備も含めた総体的な取り組みが必要であると認識しております。引き続き、皆さまのご理解、ご協力をいただき、喫煙マナーの向上の取り組みを進めてまいります。</p>